

令和8年度姫路市地域相談窓口
運営事業受託法人公募要領

令和8年7月

姫路市障害福祉課

I 公募の概要

1 公募の趣旨（目的）

地域相談窓口は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱等の規定に基づき、障害者相談支援事業を実施することを目的として設置する窓口です。姫路市では、現在、市内5か所に地域相談窓口を設置しています。受託事業者（以下「受託者」という。）については、3年ごとに見直しており、公募により令和8年10月からの受託者の選定を行うものです。

2 令和8年度以降の地域相談窓口の配置方針

- (1) 令和8年10月から現在の担当区域を見直し、5か所に設置します。
- (2) 新たに1カ所（公募による選定）の「ひめりんく」にアウトリーチ業務を追加します。
- (3) 今後も3年ごとを目途に地域相談窓口の見直しを行います。

3 業務内容

業務内容の詳細については、「別紙1 地域相談窓口運営事業に関する仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりです。なお、仕様書は令和8年度の内容となっており、令和9年度以降の仕様書については、別紙1の内容から受託者合意のうえで変更することがあります。

4 人員配置

地域相談窓口には、相談支援専門員を1人配置する必要があります。主に業務に従事する相談支援専門員1人（主担当）、主担当が業務に従事できない場合に、代わって業務に従事する相談支援専門員1人（副担当）を配置してください。副担当については、応募資格を満たす別法人に属する相談支援専門員でも可としますが、事前の協議及び承認が必要です。

また、アウトリーチ業務を受託する場合は、主担当以外の相談支援専門員1人を配置してください。

5 実施日時

地域相談窓口の業務は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く）の午前9時から午後4時までです。

6 募集箇所及び設置要件

- (1) 募集箇所（下線は現担当区域から変更となる校区）

担当区域	担当小学校区	地域相談窓口名
北部	広峰、 <u>城北</u> 、 <u>砥堀</u> 、 <u>水上</u> 、 <u>増位</u> 、豊富、山田、船津、置塩、古知、前之庄、 <u>勤野</u> 、上菅、菅生、香呂、中寺、香呂南、安富南、安富北	北部ひめりんく
西部	船場、城西、安室東、安室、高岡、高岡西、曾左、峰相、白鳥、青山、太市、林田、伊勢、白鷺	西部ひめりんく
南東部	白浜、 <u>妻鹿</u> 、 <u>高浜</u> 、 <u>飾磨</u> 、 <u>津田</u> 、 <u>英賀保</u> 、八木、糸引、 <u>的形</u> 、大塩、 <u>家島</u> 、 <u>坊勢</u>	南東部ひめりんく

中部	城東、東、城乾、野里、荒川、手柄、城陽、別所、御国野、四郷、花田、谷外、谷内	中部ひめりんく
南西部	広畑、広畑第二、八幡、大津、南大津、大津茂、網干、網干西、旭陽、勝原、余部	南西部ひめりんく

(2) 設置要件

- ① ひとつの法人が複数担当区域に応募することは可能です。ただし、応募する各担当区域の職員の必要数の確保が見込めることを条件とします。
- ② 複数区域に応募する場合は、区域ごとに応募書類の提出が必要です。
- ③ 応募する区域について、法人及び事業所の所在地との位置関係は問いません。ただし、担当区域内に地域相談窓口を設置することとします。
- ④ 相談者の無料駐車スペースを敷地内または隣接地に確保してください。

7 委託期間等

令和8年9月1日から令和11年9月30日まで（3年間）を予定しています。なお、契約は単年度で、毎年度姫路市議会の予算議決が必要です。今後の委託期間については、以下のとおりです。

※初年度（令和8年度）は、事前開設・準備期間を1か月設ける予定としております。

※委託期間中、地域相談窓口の運営状況を毎年度確認し、問題があった場合は、契約を更新しない場合があります。

<委託期間の考え方>

委託期間	R8.9～R9.3 (事前開設1 か月+6か月)	R9.4～R10.3 (1年)	R10.4～R11.3 (1年)	R11.4～R11.9 (6か月)	R11.10～R14.9 (3 年)
ひめりんく					

8 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 現に、市内に相談支援事業所（障害者又は障害児）を開設又は市外に相談支援事業所を開設している場合は、姫路市内にその他の障害福祉サービス等を提供する事業所を開設していること。
- (2) 担当区域内に地域相談窓口を設置できること。
- (3) 法人内に、相談支援専門員が2人以上在籍していること。副担当を別法人の職員とする場合は、法人内にそれぞれ相談支援専門員が2人以上在籍していること。
- (4) 窓口開設時に、業務従事に必要な相談支援専門員の確保が見込めること。
- (5) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。
- (6) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象事業者に該当していない者であること。
- (7) 応募法人及び役員が、過去5年以内に障害福祉サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をし

た者でないこと。

- (8) 姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

9 応募申込の取消

応募した法人が、受付締切日以降、契約までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募申請を抹消し、選定対象から除外します。

- (1) 本要領に違反している場合
- (2) 応募者の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員と接触をもった場合
- (3) 応募書類に虚偽、その他不正な行為があった場合

II 応募・選定等のスケジュール

1 公募実施に係るスケジュール(日程はすべて令和8年)

内 容	日 程	備 考
公募のホームページ掲載	7月6日(月)	
質問受付	7月6日(月) ～7月13日(月) 正午	
質問回答 ・障害福祉課ホームページに掲載	7月15日(水)	15:00以降を予定しています。
応募書類の提出・受付	7月15日(水) ～8月4日(火) (土日祝日を除く) 9:00～17:00	・12:00～13:00は受付しません。 ・開設を希望する法人の職員が障害福祉課まで持参又は郵送してください。
書類審査	8月上旬	
選考結果発表	8月中旬	選考結果は応募業者に通知するとともに、障害福祉課ホームページに掲載します。
新旧開設法人による引継事務開始	9月1日(火) ～9月30日(水)	障害福祉課より別途指示します。
開設	10月1日(木)	

※スケジュールは予定であり、今後変更する可能性があります。変更の場合、障害福祉課ホームページでお知らせしますので、適宜ご確認ください。

2 引継ぎ・新法人の業務開始までのスケジュール（予定）

日程		内容
令和8年	9月1日～ 9月30日	◆旧法人からの業務引継ぎ ＊業務全般、個別支援ケース等引継ぎなど ◆開設準備 ＊地域相談窓口専用の電話番号、FAX番号、e-mailアドレスなど
	9月30日	旧法人のセンターの廃止
	10月1日	新法人のセンターの開所

(1) 事業開始まで

受託候補者は、令和8年10月1日から円滑に業務を開始できるよう、次の準備を行ってください。

- ① 旧法人から業務の引継ぎ、職員の配置準備
- ② 継続的に基本相談を受けている利用者の引継ぎ
- ③ パソコン設置等執務環境の準備
- ④ 地域相談窓口専用の電話番号、FAX番号、e-mailアドレス等を開設
- ⑤ その他業務の開始にあたって必要な事項

(2) 運営期間終了時の引継ぎ業務

次期受託候補者を選定した結果、現受託者と異なる者が受託候補者となった場合、利用者の利便性が損なわれないよう必要な措置を講じ円滑な引継ぎに努めてください。

Ⅲ 応募方法等

1 質問の受付及び回答

法人からの公募に関する質問を、電子メールで受け付けます。(syogaif@city.himeji.lg.jp)

- ① 受付期間：令和8年7月6日（月）から7月13日（月）正午まで
（締め切り以降の個別相談等は受け付けません。）
- ② 電話やFAX、窓口での口頭の質問は受け付けません。
- ③ 質問への回答は、ホームページで公表します（7月15日（水）午後3時以降公表予定）。
- ④ 応募状況や他の応募者に関する情報及び法令等により確認できる事項については回答しません。

2 応募書類の提出

次の方法により応募書類を提出してください。

(1) 提出書類

「別紙2 提出書類一覧表」の書類を提出してください。ファイルへの綴じ方など欄外の注意事項を確認してください（様式は障害福祉課ホームページに掲載します）。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものとしてください。

(4) 提出場所

障害福祉課（総合福祉会館2階）

(5) 提出期間

令和8年7月15日（水）午前9時から8月4日（火）午後5時まで

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市役所の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。必ず事前に、電話により「VI」に示す担当者と持参日時を調整してください。郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着としています。あらかじめ「VI」に示す担当者へ郵送した旨、連絡してください。

(6) その他

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の書類の追加、変更は認めません（但し、姫路市から補正命令を行った場合を除く）。

ウ 書類提出に要する費用は、応募者の負担とします。

IV 選定方法等

1 審査及び受託候補者の特定方法

- (1) 審査は、応募書類を「別紙3 審査基準」大項目1から5に基づき評価し、応募者ごとに総合評価点を算出する方法で行います。
- (2) 評価は、姫路市地域相談窓口実施事業者選考委員会において実施します。
- (3) 審査の過程において、応募書類に係る質問及びヒアリングは実施しません。
- (4) 審査の結果、総合評価点（審査基準の大項目6の「アウトリーチの実施方針」を除く。）の最も高い応募者を地域相談窓口の受託候補者とします。総合評価点が同点であった場合、「別紙3 審査基準」大項目3の点数が高かった者を受託候補者とします。また、大項目3の点数も同点であった場合は、くじ引きにより受託候補者を決定します。
- (6) アウトリーチによる相談対応業務は、地域相談窓口の受託候補者となった応募者のうち、「別紙3 審査基準」大項目6の点数が高かった者を受託候補者とします。同点であった場合は、くじ引きにより受託候補者を決定します。

2 審査基準

「別紙3 審査基準」のとおり

3 その他

応募者が1者の場合でも、応募書類の審査を実施します。

V 留意事項

1 受託候補者の決定等

- (1) 応募がない場合又は受託候補者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがあります。
- (2) 受託候補者が決定された後に辞退した場合は、次点の法人を繰り上げて受託候補者とする場合があります。

- (3) 受託候補者が決定された後に辞退した場合は、本事業の次回公募において参加を制限する場合があります。
- (4) 応募者自身の得点は通知しますが、審査内容や順位等に関する問合せ、異議等については回答しません。

2 選定結果の通知

(1) 選定結果の公表

受託候補者の決定後、応募状況、選定した法人名、点数等を本市のホームページで公表します（令和8年8月中）。なお、受託候補者以外の法人については、応募法人を特定できる情報は公表しません。

(2) 契約の締結

見積書の提出を受け、令和8年9月1日付けで委託契約を締結する予定です。ただし、委託料の算定期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日とし、準備期間は委託料の算定を行いません。なお、契約までの間に、本業務を委託することが著しく不相当と認められた事情が生じたときは、委託契約を締結しない場合もあります。

VI 提出及び問い合わせ先

姫路市健康福祉局福祉総務部障害福祉課（担当：常峰・松岡）

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地（総合福祉会館2階）

電話：（079）221-2454

電子メール：syogaif@city.himeji.lg.jp

VII ホームページ掲載資料

・公募要領

別紙1 仕様書

別紙2 提出書類一覧表

別紙3 審査基準

- ・相談件数（令和6年度、7年度の受付件数）
- ・応募申込書兼誓約書（様式）
- ・地域相談窓口提案書（様式）